

家畜保健衛生だより

令和8年度 第7号

動物用医薬品の適正使用をお願いします

動物用医薬品は、食品衛生法に基づき残留基準値（人が摂取しても安全と評価された濃度）が設定されています。畜産物に医薬品が基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となることがあります。

使用基準が定められた動物医薬品を使用する際は、獣医師の指示のもと使用上の注意、用法・容量や使用禁止期間を守って正しく使いましょう。

☆動物用医薬品の使用記録を確実につけましょう☆

- ☐ 畜産物への動物医薬品残留事故を防ぐため、「どの家畜に、どの薬をいつ使ったか」という記録（帳簿）をつけ、農場内の全従業員と情報共有しましょう
- ☐ 薬を使った動物にはマークをつけましょう
- ☐ 獣医師が発行した動物用医薬品指示書や出荷制限指示書がある場合は、使用記録簿と一緒に保管しましょう

使用禁止（休薬）期間とは？

医薬品等の残留の可能性がある畜産物の流通を防ぐため、医薬品を出荷前の家畜に投与してはいけない期間のこと。

使用禁止期間が終わるまで、家畜を出荷することはできません。

使用禁止期間の数え方（例：使用禁止期間 3 日間）

月	火	水	木	金
投薬 	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目
使用禁止期間				出荷 OK !

※投薬当日と出荷日は使用禁止期間に含まれません

※病畜は肝機能や腎機能の低下により、薬物の分解や排出に時間がかかることがあるため、使用禁止期間を長めにとる等、対策をお願いします

※抗生物質の他に、駆虫薬、ホルモン剤、ステロイド、消毒薬など、使用禁止期間が設定されている医薬品がたくさんあります。これらを使用する前は、使用禁止期間を十分に確認してから、使用しましょう